

日本労働年鑑 第25集 1953年版
The Labour Year Book of Japan 1953

第三部 労働政策

第五編 社会保障制度

第二章 結核予防法

一 結核対策はとくにわが国でもっとも重視すべき社会保障制度の一つであることはいうまでもないが、従来はほとんどとりあげるべき対策もなかったといってもいいすぎではない。第一〇国会を通過し、三月三十一日法律第九六号として公布された結核予防法は、結核対策の中心を予防にうつそうとした点で重要であるが、労働条件や生活状態の改善がなければ真の効果をあげえないことはいうまでもない。

同法の要点は次のとおりである。

一、事業場、学校、児童福祉施設等の長は、労働者、職員、学生、生徒、児童等に対し毎年定期的に健康診断をおこなわなければならない。厚生大臣が指定する地区の市町村長も、同区域内の三〇才未満の者に対して同じく健康診断をしなければならない。

二、右の場合ツベルクリン反応が陰性または擬陽性であった者に対しては予防接種をおこなう。

三、医師は診断した患者が結核患者であったときは二日以内に保健所に届けなければならない。

四、都道府県知事は、常時結核菌を出している患者に対しては従業を禁止し、あるいは療養所への入所を命令することができる。

同法の国会審議にさいして、日本共産党之井之口議員は次のような反対討論をおこなった(国会議事録による)。

この予防法案は現実の結核患者に対していかなる規定をなしているか。
第一に、強制的に検診し、予防接種し、ごく病勢の重い者だけを死の床に隔離し、少しよくなった者は強制退所させる。後保護を与えず、放置するのであります。この後保護の規定を含まないという、これがこの法案の根本的な欠陥であります。しかも、これら一切の結核患者を一々登録して、あとを追い廻して、いやがらせる。それだけが、この法案のとりえになっている。したがってこの法案は、一口にいいますならば、結核の予防ではなくして結核患者の懲罰法になっている。

その証拠をこれから指摘しましょう。

第一、あれも懲罰、これも懲罰、あれも強制、これも強制というのが、この法案の真正面からふりかざしているところであります。したがって病人が自主的にみずから進んで治療するという意欲も、この法案はちっとも盛ったものではありません。他方、病が昂進しはじめて国立療養所に収容され、本人がいくら地獄のような国立療養所でもかまわぬからいれてくれと希望しても、病床が足りぬから入れられぬと、医師の一言で、患者は門前払いを食うような始末になっており、強制退所も命ぜられるような仕組になっておるのであります。強制検診の結果は、雇主に思いのままに首を切らせる口実を与えるのであ

ります。政府は、労働基準法によって、こうした餓首は禁止されていると逃口上を述べておりますが、この労働基準法なるものは、今日は空文にすぎなくなっている状態である。

収容される患者についても、費用の点で国家が四分の一、地方自治体が四分の一、本人が四分の二、これだけの負担になっておる。これは、わが共産党の主張する医療費全額国庫負担の大方針に及ばざること、はるかに大なるものである。(中略)患者に対する負担の点では、現在の制度よりも、むしろ加重される傾向をこれはもっておるのであります。しかも収容される患者が扶養義務をもたねばならぬ家族に対する生活保障が何ら規定されていないのでありまして、このために患者は、結局において事実上入院加療することができず、逆に国家からの干渉と監察とに悩まされるという結果が、この法案の実質的効果になっておる。教員諸君および国鉄や郵政や電気通信その他の官公庁の労働者諸君は、給与法の改悪によって、結核療養期間を三年から二年に短縮されています。しかもこの事実こそ、また結核予防法のねらいとするところでありまして。(中略)

要するにこの法案は、結核の撲滅に藉口して、かえって戦争のための人的資源の動員計画を具体化して、人民の――をやるものであります。東条の結核予防対策をほうふつせしめるものがあるのであります。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
